項目	特記事項

(2)設備工事施工者（一括請負の場合は下請負設備工事業者、分離発注の場合は設備工事受注者等）は、設計図書に基づき各工事の部品・器具の類を元図に記入する。
各工事の記入項目は、次表の例示による。記入する表示記号は、原則として設計図の凡例に従う。

図面＼工事		建築	電気設備	空調設備	衛生設備
共通		防火区画 防煙区画 法的有効廊下幅 法的面積 防火上主要な間仕切壁 延焼のおそれのある部分 敷地境界線（道路境界線）、既設建築物外郭線			
総合図 （平面図） （天井伏図） （展開図）	天井	点検口 防煙垂れ壁 シャッター ブラインドボックス エキスパンションジョイント 段差位置	点検口 照明器具 スピーカ 感知器 誘導灯 防犯端末、監視カメラ 人感センサ アンテナ	点検口 吹出口、吸込口 天井パスダクト 排煙口 ファンコイルユニット パッケージ形空気 調和機屋内機 全熱交換ユニット	点検口 スプリンクラーヘッド 不活性ガス消火噴射ヘッド
	壁	建具 シャッター操作ボックス ・可動排煙垂れ壁 操作ボックス 自然排煙口・防煙 垂れ壁操作器 タラップ 鏡 ユーティリティユニット ドアガラリ・アンダーカット ガラリ 消火器ボックス エキスパンションジョイント 耐震スリット	スイッチ（点滅区分） コンセント アッテネータ 時計 盤 表示灯 防犯端末、監視カメラ スピーカ 照明器具 テレビ端子、電話端子 情報コンセント アンテナ	温度調節器 湿度調節器 手動解放装置 吹出口、吸込口 換気扇 パッケージ形空気 調和器屋内機 ファンコイルユニット 変風量ユニット類スイッチ 集中コントロール盤	消火栓 冷水器 衛生器具 湯沸器 鏡 ガス栓 不燃性ガス操作箱 放出表示灯 水栓・混合栓
	床	マンホール・点検口 フロアピット、排水溝 グリーストラップ カウンター タラップ たてどい 造付け家具 家具レイアウト(参考) 排水口 0Aフロア範囲 床防水範囲 エキスパンションジョイント 点字ブロック等	床コンセント 床ボックス 縦幹線	ファンコイルユニット 立て管 立てダクト パッケージ形空気 調和器 床暖房範囲、 同ヘッダーバルブ	便器等衛生陶器 床排水金物 床上掃除口 バルブ 立て管
総合立面図		外装割付 とい 看板 煙突 フラッグポール 非常進入口 道路斜線 隣地斜線 避雷針保護ライン	照明器具 スイッチ・コンセント 防犯端末、監視カメラ 屋外キュービクル 避雷設備、接地 アンテナ 給油口・通気管	冷却塔 パッケージ形空気 調和機屋外機 給油口・通気管 ベントキャップ 換気フード	採水口、送水口 屋外消火栓 給油口・通気管 散水栓
総合外構図		舗装 擁壁・門塀 屋外サイン 敷地境界石標 雨水枡、マンホール ・排水溝 縁石、屋外工作物 植栽、かん水設備 道路標示・標識 車止め 床勾配	照明器具 ハンドホール マンホール 引込柱、メーター 埋設幹線・配線 給油口・通気管	オイルタンク 冷却塔 パッケージ形空気 調和機屋外機 給油口・通気管	浄化槽、通気管 排水管 排水枡 埋設配管 量水器 採水口、送水口 散水栓、止水栓

注
①総合図は、機械室、電気室、シャフト、屋上等についても作成する。
②記入する建築・設備の種別・記号の凡例を作成する。
③天井のない居室・倉庫等では、露出する梁、横引きダクト、配管、ケーブルラック等も記入する。
④器具配置に関係する上下階の梁・垂れ壁・横引きダクト・ケーブルラック等は、隠ぺいであっても必要に応じて記載する。

(3)記入が完了した総合図について、監督職員の指示により建築工事施工者及び設備工事施工者間で部品・機器類の位置確認を行う。
(4)確認の結果、設計調整が必要な場合は、その処置について監督職員の指示を受ける（必要に応じて発注者による確認を行う）。
(5)調整の結果を記入し、修正した総合図を監督職員に提出する。
(6)監督職員の確認印を受けた総合図をもとに各種施工図を作成する。
必要に応じて総合図は発注者による確認を受ける。
(7)施工図提出時に、当該総合図を監督職員に再提出する。
(8)作成上の留意点は次による。
1)元図となる平面詳細図は、建築物平面全体を分割して作成することが多いので、効率良くかつ相互の図面の関係が把握しやすいように配慮する。
2)当該平面詳細図・総合図が、当該階のどの部分を示しているかが分かるように、キープランを明示する。
3)総合図の図面の向きは、設計図書と同じとする。また、各図面に方位を入れる。
4)確認済みの総合図を変更・訂正した場合は、履歴が分かるようにする。

2.総合図の記載例を、次に示す。
総合図記載例

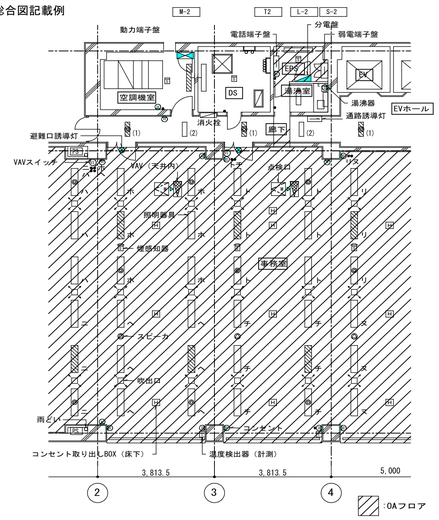

注
①照明器具、コンセント等の文字記入は、不要とする。
②床の器具配置と天井の器具配置を別図にする場合は、監理者と協議する。
③機器・器具の配置に当たり留意すべき項目は、次のとおり。
扉の開閉範囲、扉と天井との除開に応じ、コンセント、スイッチ、スプリンクラーヘッドを配置0Aフロアの範囲とフロア内の取出しボックス類の明示
機器保守範囲の明示
b.総合図の作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事等との調整を必要とする事項、その他監督職員の指示する事項について、基準施工図を作成し、監督職員の承諾を受ける。
c.施工図等の作成は、総合図及び基準施工図に基づき作成する。
d.監督職員の指示する現寸図・型板等は、施工に先立つ適切な時期に作成し、監督職員の承諾を受ける。
e.模型・モックアップ・モデルルームの作成、見本施工・先行施工は、次による。
これらは、施工に先立つ適切な時期に実施し、監督職員の承諾を受ける。
1)模型の作成
※しない　・する(・設計図による　・　　)
2)モックアップの作成
※しない　・する(・設計図による　・　　)
モックアップとは、工事目的物のある部分の設計意図と内容を確定するための実物大模型又は縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じでなくてもよく、監理者との協議による。また、設置場所についても監督職員との協議による。
3)モデルルームの作成
※しない　・する(・設計図による　・　　)
モデルルームとは、設計品質を確定するために工事目的物のある一室又は室の一部を試作することをいい、原則として仕様は設計図書による。設置場所については、監督職員との協議による。モデルルームは、本設として使用しない。
4)見本施工
※しない　⊙する(⊙設計図による　・　　)
見本施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、承諾された施工図・施工計画書のとおりに施工することをいう。場所・仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。
5)先行施工
※しない　・する(・設計図による　・　　)
先行施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、他の同様部分の着手に先立って、承認された施工図施工計画書のとおりに施工することをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。
f.総合図・施工図等・模型・モックアップ・見本等を監督職員に提出するに当たっては、あらかじめ、それらの内容を設計図書と十分照合し、それらが設計図書に適合していることを確認する。
g.施工図調整担当者は、本工事に類似の工事での施工図調整経験が豊富な者とし、次により置く。ただし、次のいずれの場合であっても、着工後直ちに施工図調整体制を立ち上げ、その体制、運用、並びにコスト調整のタイミングとその方法等監督職員と協議する。
※受注者の判断と責任により、適切な者を必要な人数置く。
・　名以上。原則として一級建築士の資格を有する者とし、本工事に専任とする。

7節　完成図等

㊺	1.7.1 工事中の提出図書		a.工事中の提出図書 ⊙見学用パンフレット　1,000部　⊙内覧用パンフレット 2,000部 見学用パンフレット・内覧用パンフレットは、完成予想図及び建築物概要、設計コンセプト等を記載したもので、体裁・内容等は監督職員の指示による。 体裁は、監督職員の指示がない場合は、A4判2つ折りカラーオフセット印刷12ページ構成とする。提出時期は、発注者との協議による。
		[付加]	b.工事関係図書を整理のうえ、次により1部を発注者に提出するとともに、工事完成引渡し後も自ら保管する。 1)提出・保管する工事関係図書 ※施工図等 (※すべて　・監督職員の指示する施工図等　・　　) ※施工計画書、施工要領書、試験計画書 (※すべて　・監督職員の指示する施工計画書等　・　　)
			※検査記録 (工事中のすべての受注者等・監督職員・官公署による検査等の記録を含む) ※施工報告書、試験報告書 ※工事写真 ※会議記録、打合せ記録 2)受注者による保管期限(工事完成引渡し日から起算) ※15年 3)提出・保管媒体 ※デジタル画像データ(TIFF等)　・原本(　　)
		[付加]	c.前 a・b 号により発注者に提出された図書等の著作権にかかわる当該建築物に限定する使用権は、発注者に無償で委譲するものとする。
㊻	1.7.2 完成図	[付加]	a.完成図は、完成した工事目的物に関する情報を整理・記録し、完成時の状態を表現したものであり、工事目的物の維持保全及び将来の改修・増改築等のための基本情報として使用することを目的として作成する。 完成図に添えて、次を提出する。 ⊙防火区画図、排煙区画図 ⊙各種防災設備プロット図 ⊙防耐火構造種別図、同構造詳細図(大臣認定証の写し等) ⊙建築基準法12条5項の報告に必要な各種図面
		[付加]	d.完成図は、原則として工事目的物の完成時に監督職員に提出する。 ただし、提出期限について監督職員の指示がある場合は、それによる。
		[付加]	e.実際の施工に使用した仕上げ材料の製造者、品名、品番、色番等のデータは、完成図仕上表の備考欄に記載する。

仮設工事

①	足場その他		(2.2.4) 本足場を設ける場合は，公共建築工事標準仕様書2.2.4(b)によるほか，足場の組み立て，解体又は変更の作業は，「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」により行うこと。
②	監督職員事務所		⊙設ける　・設けない　(2.3.1)
③	監督職員の備品等		備品等の設置　(2.3.1)
④	工事用水・電力		構内既存の施設（用水）　・利用できる(※有償　・無償) ※利用できない 構内既存の施設（電力）　・利用できる(※有償　・無償) ※利用できない
⑤	仮囲い		※ 図 示
6	整地・跡片付		※原形の復旧 ・良土にて設計地盤まで盛土整地する。範囲（ 図示 ）　厚さ(　)　(2.4.1)

備品の種類	机・椅子	書棚	黒板	製図板	掛時計
数量	組	台	枚	台	個
備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯
数量	個	足	着	個	個
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付属器
数量	人用	台	個	台	台
備品の種類	掃除具				
数量	個				

1節　一般事項

⑦	2.1.3 仮設計画書	追補	a.仮設計画のうち主な内容を仮設計画書に表し、監督職員に提出する。

2節　縄張り、遣方、足場その他

⑧	2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り	付加	a.敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、その結果を監督職員に報告し、仮設計画書等に反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、周辺の井戸・池・地下水脈、隣接の建築物・工作物、樹木、上下水道ガス・電気・通信等地下埋設物に重点を置き、その現況を正確に把握する。 b.敷地について次の要領により測量を行い、その結果を監督職員に報告するとともに、仮設計画書等に反映させる。 1)隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び監督職員の立会いのもとに確認記録を作成する。 2)敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配等について設計図と照合する。

3節　仮設物

⑨	2.3.1 監督職員事務所、受注者事務所等		a.監督職員事務所の設置 ※設ける　・設けない b.監督職員事務所の規模 ・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　⊙65㎡程度　・100㎡程度 ・　　㎡程度 ⊙上記のほかに会議室(受注者等と共用で可、　100　㎡程度) ・上記のほかに休憩室、更衣室(　　㎡程度) c.監督職員事務所の内装仕上げは、次の程度とする。
		[(b)(1)置換]	d.監督職員事務所の備品等 1)監督職員事務所には、照明・電力・給排水衛生・冷暖房等の設備を設け、次の備品を置く。 机4台、いす12脚、会議テーブル2台、書棚12台、見本棚2台、衣類ロッカー4台、ゴム長靴1足、雨がっぱ1着、安全帯 1、携帯灯具 1、消火器 1、温度計 1、掛時計 1、ごみ箱 3、白板 1、給茶器 2、図面架 1、電話 2、デジタルカメラ(広角撮影が可能なズーム付きタイプ) 1、カラー複合機（プリンター、コピー、スキャナ、ファクシミリの機能を備え、A3判まで対応可能なもの) 1、液晶プロジェクター 1、映写スクリーン 1、シュレッダー 1、事務用品一式 2)監督職員事務所には、次のOA環境を備える。 イ.原則として光回線2回線（プロバイダー加入を含む）を引き込むものとする。そのうちの1回線は、固定IPアドレスの回線とする。（例：OCN光「フレッツ」IP1・ファミリータイプ程度） 3)監督職員事務所の光熱水料、回線使用料、消耗品補充及び清掃費用は、受注者の負担とする。

部位等	仕上げ
床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット
壁	合成樹脂エマルションペイント塗り、壁紙張り又はプリントせっこうボード
天井	化粧せっこうボード又はロックウール化粧吸音板

土工事

		汚泥処理　計画数量：3,043?
①	埋戻し及び盛土	種別　⊙A種（水締めのきく砂質土）　(3.2.3)(表3.2.1) ⊗B種　・C種　・D種
②	建設発生土の処理	※構外搬出適切処理（搬出前に建設発生土の受入証明又は法令による許可書等を提出する）　(3.2.5) ・構内指示の場所に敷き均し ・構内指示の場所にたい積 ・構外指示の場所に処分（搬出調書等を提出する） ・受入れ施設名： ・受入れ場所：
③	山留め	山留め工法　○SMW工法　◐自立型鋼矢板 山留めの撤去　※撤去する　○撤去しない　(3.3.3)

地業工事

		汚泥処理　計画数量：8,745?
①	試験杭	杭の位置，本数，寸法　※図示　(4.2.2) 杭の種類　※本杭
2	杭の載荷試験	試験の種類　・鉛直載荷試験　・水平載荷試験　(4.2.3) 試験位置（　0箇所　※図示 試験深さ　・設計ＧＬより（　　）m 試験対象土質 最大荷重　・（　）t 試験の方法及び報告書の記載事項等　※図示
3	地盤の載荷試験	試験の種類　※平板載荷試験　(4.2.4) 試験位置（　0箇所　※図示 試験深さ　・設計ＧＬより（　　）m 最大荷重　・（　）t 試験対象土質 最大荷重　・（　）t 試験の方法及び報告書の記載事項等　※図示
④	既製コンクリート杭地業	杭の種類　(4.3.2) ⊗遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（ＰＨＣ杭） ・外殻鋼管付きコンクリート杭（ＳＣ杭） ⊙プレストレスト鉄筋コンクリート杭（ＰＲＣ杭） ・ 種類，性能及び曲げ強度等による区分等　※図示 寸法及び継手　※図示　(4.3.2)(表4.3.1) 杭先端部形状　※開放形　・半開放形　・閉そく形　(4.3.2) 工法　・打込み工法(工法：　)　(4.3.2)(4.3.3) 設計支持力： プレボーリングを併用する場合掘削深さ及び径： 杭の水平方向の位置ずれ及び傾斜精度：　※ 図 示 打込杭の推定支持力の算定方法：　※ 図 示 ・セメントミルク工法　(4.3.2)(4.3.4) 支持地盤の位置及び種類：　※ 図 示 掘削深さ及び支持地盤への根入れ深さ：　※ 図 示 杭の精度　水平方向の位置ずれ　・杭径の1/4かつ100㎜以下 傾斜　・1/100以内 ⊙特定埋込杭工法（建築基準法認定工法）　(4.3.2)(4.3.5) 工法： 支持地盤の位置及び種類：　※ 図 示 杭の精度　水平方向の位置ずれ　・杭径の1/4かつ100㎜以下　・100㎜以下 傾斜　⊙1/100以内
5	鋼杭地業	杭の継手工法　※アーク溶接継手　(4.3.6) ⊙無溶接継手　(工法：※性能評価された工法　・　　) ⊙杭頭処理　杭頭の切断方法　※ダイヤモンドカッター　○レベル止め　(4.3.7) (切断しない) 材料 ・鋼管ぐい　種類の記号（・SKK400　・SKK490）　(4.4.2) ・H形鋼ぐい　種類の記号（・SHK400　・SHK400M　・SHK490M） 寸法　※図示 工法・打込み工法(工法：※打撃工法・　)　(4.3.3)(4.4.3) 設計支持力： プレボーリングを併用する場合掘削深さ及び径： 杭の水平方向の位置ずれ及び傾斜精度：※図示 打込杭の推定支持力の算定方法：　※図示 ・特定埋込杭工法（建築基準法認定工法）　(4.3.5)(4.4.4) 工法： 支持地盤の位置及び種類：　※図示 杭の水平方向の位置ずれ及び傾斜精度：※図示　(4.3.3)(4.3.5)(4.4.3)(4.4.4) 杭先端の形状　※開放形　(4.4.2) 杭先端の補強　※図4.4.1及び表4.4.2による　(4.4.2) 現場継手の工法　※図示　(4.4.5) ・杭頭処理　杭頭の切断方法　※ダイヤモンドカッター　(4.4.7)(4.4.6)
6	場所打ちコンクリート杭地業	掘削工法　・アースドリル工法(安定液 ※使用する　・使用しない)　(4.5.1)(4.5.4) ・リバース工法 ・オールケーシング工法(孔内の水張り　・行う　・行わない) 併用する工法　・場所打ち鋼管コンクリート杭工法　(4.5.1)(4.5.5) ・拡底杭工法(安定液　・使用する　・使用しない) 帯筋　※図示　・　(4.5.3) 鉄筋かごの補強　※4.5.3(2)(iii)による　・図示　(4.5.3) 鉄筋の最小かぶり厚さ　・100㎜　・図示　(4.5.3) セメントの種類　※高炉セメントＢ種　・　(4.5.3) コンクリートの種別　※表4.5.1による　・　(4.5.3) コンクリートの設計基準強度 ※図示　・　(4.5.3) 構造体強度補正値　※ ３N/mm2　・　(4.5.3) 支持地盤の位置及び種類 ※図示　・　(4.5.4)(4.5.5) 孔壁の試験　・行う（超音波測定器による）　・行わない　(4.5.4)(4.5.5) 杭の精度　水平方向の位置ずれ　・杭径の1/4かつ100㎜以下 傾斜　・1/100以内

着工	平成 28年 6月 25日		
竣工	令和 元年 11月 30日		
監理		監理　日建・上田特定監理業務等共同企業体	
施工		施工　大成・大旺新洋特定建設工事共同企業体	

完成図　意-06

日建・上田特定設計委託業務共同企業体	高知市都市建設部公共建築課						高知市新庁舎建設工事	意 1－4
	担当	担当	係長	課長補佐	副参事	課長	特記仕様書 (2)	NO. 0－140004－B